

令和7年度職業訓練指導員免許取得講習 開催要領

この講習は、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員になろうとする者に対し、職業訓練指導員として必要な指導方法等に関する能力を身につけさせるために「厚生労働大臣が指定する講習」として実施します。6日間行われる講習をすべて受講し、講習最終日に行う確認試験に合格した方は申請により都道府県知事から「職業訓練指導員免許」が交付されます。

なお、この講習は指導員（職員）の採用試験ではありません。

1. 開催場所

会 場	実 施 日	受 付 期 間
北上職業訓練協会 (北上市相去町山田 2-42)	令和7年9月1日～ 3日、 9月8日～10日	令和7年6月23日(月) ～ 7月 4日(金)

上記日程の平日6日間 9時から17時まで

2. 受講資格

当該職種について下表の受講資格に該当している方で、かつ必要な実務経験年数を満たしている方が受講できます。

受 講 資 格		実務経験年数及び添付書類	実務経験年数※1	卒業証書の写し	合格証書の写し	修了証書の写し	履修証明書の原本	実務経験証明書
1	1級または単一等級の合格者（ただし、電子回路接続職種・バルコニー施工職種を除く）		0		○			
2	大学で免許職種に関する学科を修めた者		2	○			○	○
3	短大、高専で免許職種に関する学科を修めた者 ※2		4	○			○	○
4	高等学校で免許職種に関する学科を修めて卒業した者		7	○			○	○
5	免許職種に関する応用課程の高度職業訓練を修了し技能照査に合格した者		1		○	○	○	○
6	免許職種に関する専門課程の高度職業訓練を修了し技能照査に合格した者		3		○	○	○	○
7	免許職種に関する専門課程の高度職業訓練を修了した者		4			○	○	○
8	免許職種に関する普通課程の普通職業訓練を修了し技能照査に合格した者		6		○	○		○
9	免許職種に関する普通課程の普通職業訓練を修了した者		7			○		○
10	免許職種に関する短期課程の普通職業訓練を修了した者 (700時間以上) ※3		10			○		○

※1 実務経験年数とは教育機関卒業・修了後の経験年数です。

※2 専修学校・各種学校（専門学校など）は受講資格の要件に該当しません。

※3 短期課程の普通職業訓練は、職業能力開発促進法施行規則別表第4に掲げる科目に限ります。

注) 上記のほか、所定の要件を満たす方については受講を認める場合があります。ただし、その場合この講習の修了資格による「職業訓練指導員免許証」の取得申請はできません。
詳細は、岩手県職業能力開発協会までお問合せください。

3. 受講料 1人17,000円

- ・受講資格の審査した後、当協会より請求書を郵送いたしますので銀行振込で納入してください。
- ・別紙の「職業訓練指導員免許取得講習受講料にかかる請求書の発行について」を申込書類に同封して提出してください。
- ・請求書に記載された入金締切日までに必ず入金してください。
締切日までに入金がない場合は、申請受付は無効となります。
(受講料納付後は原則として受講料は返還しません。)

4. 受講資格が生じない方

次の各項に該当する方は、職業訓練指導員免許を取得することができません。

- ・心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として、厚生労働省令で定めるもの
- ・禁固以上の刑に処せられた方
- ・職業訓練指導員免許の取消を受け、当該取消の日から2年を経過していない方

5. その他

- (1) 申し込みは岩手県職業能力開発協会または別表の職業訓練協会に提出してください。
- (2) 受講資格が学校等の卒業区分の方は資格審査に時間を要しますので事前に当協会までお問合せいただきますようお願いいたします。
- (3) 申込書以外の添付書類は免許申請時にも必要となりますので写しを1部保管してください。
- (4) 提出した書類に虚偽の申請があった場合は、講習の停止、免許は取消されます。
- (5) 講習申込者が著しく少ない場合、また、新型コロナウイルス感染症拡大等により、講習を中止させていただく場合がありますのでご承知おきください。その場合は受講料を返金いたします。
- (6) 詳細は、岩手県職業能力開発協会にお問い合わせください。